

廃棄物処理法改正の主な経緯

	主な改正内容
昭和51年	<p>廃棄物処理法が施行され廃棄物の処理体系が一応整備されたものの、特に産業廃棄物に関しては不法投棄等の違法処分や無許可の処理業者も多く、全体として事業者処理責任の原則が徹底していなかった。そのため、昭和51年にはいわゆる六価クロム問題を契機として、事業者の廃棄物処理に関する責任を確実なものとするため、産業廃棄物の処理に関する規制の強化を中心とした処理委託基準の強化や、最終処分場については法の規制を受ける施設とするなどの改正が行われた。</p>
平成3年	<p>高度経済成長期以降も経済活動は拡大し、我が国では物質的に極めて豊かな社会が実現した。その反面、大量生産、大量消費、使い捨ての生活が普遍的になり、廃棄物の増加や質の多様化が一層進むとともに、不法投棄の社会問題化、深刻な中間処理施設や最終処分場の不足等、さまざまな廃棄物に関する問題が発生した。これらの問題に対応して、抜本的な対策を講じるため、平成3年に大幅な法改正が行われ、平成4年7月から施行された。</p> <p>この改正の要点は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法の目的を改正し、廃棄物の処理については廃棄物が発生して最終的に処分されるまでの一連の行為をいうものとされてきたが、新たに廃棄物の排出抑制、分別及び再利用等が廃棄物の処理として明示された。 ② 新たに国民の責務を規定するとともに、事業者、国並びに地方公共団体の責務を強化した。 ③ 一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画を市町村の全域を対象に策定することとした。 ④ 特別管理廃棄物制度が導入された。特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性等の有害な特性を有するため、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある廃棄物であり、一般廃棄物及び産業廃棄物にそれぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物の区分が設けられた。 ⑤ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することとし、特別管理産業廃棄物管理票制度が発足した。 ⑥ 産業廃棄物処理業は、産業廃棄物収集運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業の4区分に分けられ、許可期限を5年間とし、許可の更新制度が導入された。 ⑦ 廃棄物処理業者については、許可を与える際の欠格要件を拡大するとともに、廃棄物処理業者に対する規制を強化した。 ⑧ 廃棄物処理施設については、市町村が設置する一般廃棄物処理施設を除いて設置の届出制を許可制に改めるなど、規制の強化が行われた。 ⑨ 不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、並びに不適正処理が行われた場合の原状回復を迅速に行うため、一般的に罰則の強化を行うとともに、措置命令の発動要件を緩和した。 ⑩ 事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬業者、処分業者それぞれに対して施行規則に定める事項を記載した文書（委託契約書）により、契約を取り交わすこととした。 ⑪ 特別な管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理を行う法人（民法第34条に定める法人）であって、その基本財産に地方公共団体から出資しているものを、厚生大臣（現環境大臣）が廃棄物処理センターとして指定する制度を設けた。
平成5年	<p>平成5年12月には、廃棄物全般の輸出入に関する規制が施行され、廃棄物を輸入する場合には厚生大臣（現環境大臣）の許可を、また、輸出する場合には厚生大臣（現環境大臣）の確認を必要とすることとしたほか、輸入された廃棄物は産業廃棄物として取り扱われることとした。</p>
平成6年	<p>平成6年9月には施行令の改正が行われ、ジクロロメタン等13物質を含む産業廃棄物が新たに特別管理産業廃棄物として指定されるとともに、自動車、電気機械器具の破砕に伴って生ずる自動車等の破砕物、いわゆるシュレッダーダスト等については、従来の安定型最終処分場から管理型最終処分場への埋立処分が義務付けられた。</p>
平成9年	<p>産業廃棄物の最終処分場の逼迫、不法投棄等の不適正処理に起因する廃棄物処理への不信任に加えダイオキシン問題が注目されるようになったため、施設の確保が一層深刻化した。そこで、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を講ずるため、平成9年6月に法改正が行われた。</p> <p>この改正の要点は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、多量排出事業者の処理計画においては減量を明確化するとともに、廃棄物の再生利用に係る規制緩和が図られた。 ② 産業廃棄物処理施設（法第15条に係る許可を要する施設：以下、「処理施設」という）の設置許可手続きが明確化され、処理施設の設置者に対しては生活環境影響調査の実施が義務付けられた。また、最終処分場、焼却施設（平成13年6月からはポリ塩化ビフェニル処理施設が追加）については、都道府県知事等に対して、申請書等の告示・縦覧、利害関係を有する者の意見聴取、専門的知識を有する者からの意見聴取等の手続きを義務付け、計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可要件に追加するなどの措置が講じられた。 ③ 最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うために、埋立期間中に維持管理費用をあらかじめ環境事業団に積み立てることが義務付けられた。 <p>また、最終処分場を廃止するに当たっては、当該最終処分場が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事等の確認を受けた場合に限り廃止することができることとした。</p>

主な改正内容				
平成9年	<p>④ 廃棄物処理業の許可の欠格要件として、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反した者等を追加するとともに、欠格要件に係る法人の役員の範囲を、「相談役、顧問等を問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者を含む」とした。また、廃棄物処理業者は、自己名義で他人に処理業を行わせてはならないこととした。</p> <p>⑤ 産業廃棄物処理業者への委託基準が強化され、委託契約書に処理料金の明示等が加えられた。</p> <p>⑥ 産業廃棄物管理票制度は、平成10年12月から適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大された。また、産業廃棄物管理票に代えて電子情報処理組織を使用できることとした。</p> <p>⑦ 産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するなど、罰則の規定が強化された。</p> <p>⑧ 措置命令の対象に管理票を交付しなかった者等が追加された。</p> <p>⑨ 不法投棄等の不適正処理が行われ、廃棄物の撤去等の措置を命じられた者による原状回復措置が行われる見込みがない場合や、原因者が明らかでない場合には、都道府県知事等は自ら原状回復措置を講じることができるようにした。この場合、これまでは行政代執行法により行われていたものが、改正後は廃棄物処理法により行うことができるようになり、その手続きが簡素化・迅速化された（図2.1参照）。</p> <p>また、産業廃棄物適正処理推進センター制度を創設し、都道府県知事等に対して資金の出えん等の協力を行うこととした。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前：行政代執行法による手続き</th> <th>改正後：廃棄物処理法による手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>生活環境保全上の支障の発生</p> <p>↓</p> <p>措置命令</p> <p>↓</p> <p>履行期限の到来</p> <p>↓</p> <p>戒告</p> <p>↓</p> <p>戒告期限の到来</p> <p>↓</p> <p>代執行令書の交付</p> <p>↓</p> <p>支障の除去等の措置の実施</p> <p>↓</p> <p>費用納付命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>費用の徴収</p> <p>処分者が確認できない場合</p> <p>処分者が事後的に判明した場合でも求償不能</p> </td> <td> <p>生活環境保全上の支障の発生</p> <p>↓</p> <p>措置命令</p> <p>↓</p> <p>命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>支障の除去等の措置の実施</p> <p>↓</p> <p>費用納付命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>費用の徴収</p> <p>公告</p> <p>↓</p> <p>事後的に処分者等が確認できれば費用求償可能</p> <p>手続きの簡素化、迅速化</p> <p>代執行法準用</p> <p>代執行法準用</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前：行政代執行法による手続き	改正後：廃棄物処理法による手続き	<p>生活環境保全上の支障の発生</p> <p>↓</p> <p>措置命令</p> <p>↓</p> <p>履行期限の到来</p> <p>↓</p> <p>戒告</p> <p>↓</p> <p>戒告期限の到来</p> <p>↓</p> <p>代執行令書の交付</p> <p>↓</p> <p>支障の除去等の措置の実施</p> <p>↓</p> <p>費用納付命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>費用の徴収</p> <p>処分者が確認できない場合</p> <p>処分者が事後的に判明した場合でも求償不能</p>
改正前：行政代執行法による手続き	改正後：廃棄物処理法による手続き			
<p>生活環境保全上の支障の発生</p> <p>↓</p> <p>措置命令</p> <p>↓</p> <p>履行期限の到来</p> <p>↓</p> <p>戒告</p> <p>↓</p> <p>戒告期限の到来</p> <p>↓</p> <p>代執行令書の交付</p> <p>↓</p> <p>支障の除去等の措置の実施</p> <p>↓</p> <p>費用納付命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>費用の徴収</p> <p>処分者が確認できない場合</p> <p>処分者が事後的に判明した場合でも求償不能</p>	<p>生活環境保全上の支障の発生</p> <p>↓</p> <p>措置命令</p> <p>↓</p> <p>命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>支障の除去等の措置の実施</p> <p>↓</p> <p>費用納付命令書の交付</p> <p>↓</p> <p>費用の徴収</p> <p>公告</p> <p>↓</p> <p>事後的に処分者等が確認できれば費用求償可能</p> <p>手続きの簡素化、迅速化</p> <p>代執行法準用</p> <p>代執行法準用</p>			
<p>図2.1 措置命令等の手続きの改正</p>				
<p>⑩ 廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、施行令と施行規則が改正され、平成9年6月に公布された。その概要は、焼却施設の構造・維持管理基準を見直すほか、小規模施設に対する規制強化のための許可対象範囲の見直し（構造・維持管理基準の適用対象施設の拡大）や、野外焼却防止のために処理基準の明確化等を行ったものであり、平成9年12月から施行された。この改正では、あわせて最終処分場の裾きりが撤廃され、いわゆるミニ処分場に対する規制も強化された。</p> <p>また、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されたことに伴い、施行令・施行規則が改正され、特定施設である廃棄物焼却施設から排出されるばいじん及び燃え殻等並びに最終処分場に係る浸出液等が、ダイオキシン類に関する規制を受けることとなった。</p>				

	主な改正内容
平成12年	<p>循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全でかつ適正に廃棄物を処理することができる体制を整備することが課題となってきた。また、産業廃棄物の処理施設の設置が進まないことや、不法投棄等の不適正処理が増大してきたことから、平成12年6月に廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正処理を防止するための法改正が行われた。</p> <p>この改正の要点は次のとおりである。</p> <p>① 国の基本方針 環境大臣は、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならないこととした。</p> <p>② 都道府県廃棄物処理計画 都道府県は、国の基本的な方針に即し当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないこととした。</p> <p>③ 都道府県による（特別管理）産業廃棄物の処理 都道府県は、（特別管理）産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、（特別管理）産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる旨を明確化した。</p> <p>④ 多量排出事業者の処理計画の策定 多量の（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、（特別管理）産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事等に提出するとともに計画の実施状況を報告しなければならないこととした。また、都道府県知事等は、当該計画及びその実施状況について公表するものとした。</p> <p>⑤ 廃棄物処理センター制度の見直し ア 廃棄物処理センターの指定の対象を公益法人から、国・地方公共団体の出資等に係る法人（株式会社等を含む）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る法律」による選定事業者に拡大した。 イ 都道府県に1か所とする設置数の制限を撤廃した。 ウ 市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理、処理施設の建設等を業務に追加した。</p> <p>⑥ 廃棄物処理業に係る許可の取消し等の要件を追加 ア 廃棄物処理業者が関与する不法投棄等の事例が後を絶たないことから、他人に対して違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは違反行為を助けたときを許可の取消しの要件とした。 イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という）、暴力団員等が事業活動を支配する法人等を欠格要件に追加した。 ウ 事業の用に供する施設、処理業者の能力が基準に適合しなくなった場合を許可の取消しの事由に追加した。 エ 許可証に記載されている許可の条件に違反した場合を許可の取消し等の事由に追加した。</p> <p>⑦ 処理施設の設置に係る許可要件の追加 ア 申請者の能力が、処理施設の設置計画及び維持管理計画を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして基準に適合するものであることとした。 イ 処理施設の過度の集中により、環境基準の確保が困難となると認められるときには、処理施設の設置許可等をしないことができるなどを許可基準に追加した。 ウ 処理施設を譲り受け若しくは借り受けようとする者等は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととした。また、処理施設の設置者たる法人の合併又は分割にあっては、都道府県知事等の認可を受けなければならないこととした。</p> <p>⑧ 産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」又は「管理票」という）制度の見直し 管理票は、排出事業者が（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票を交付し、処理業者から廃棄物の処理の終了したことを記載した管理票の送付を受けることにより、廃棄物が適正に処理されたことを確認する制度であるが、次のように見直しされた。 ア 従来は、中間処理の終了までしか確認できない仕組みであったが、最終処分の終了したことを中間処理業者が確認し、その旨を記載した管理票の写しを排出事業者へ送付することにより、排出事業者が最終処分の終了まで確認する仕組みをつくり、排出事業者の処理責任を徹底した。 イ 管理票の交付義務違反を罰則の対象とし、履行義務の確保が図られた。 ウ 排出事業者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときは、状況の把握を行うとともに適切な措置を講じて都道府県知事等に報告することとした。 また、不法投棄等の不適正処理があった場合には、報告を怠った事業者を措置命令の対象とした。 エ （特別管理）産業廃棄物処理業者が（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付した場合は、罰則を適用することとした。</p> <p>⑨ 廃棄物の焼却の規制 廃棄物処理基準に従って行う焼却、他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却及び公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない場合等を除き、廃棄物の焼却をしてはならないこととした。</p> <p>⑩ 不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化</p>

	主な改正内容
平成12年	<p>ア 不適正処分された（特別管理）産業廃棄物の発生から処分に至る一連の処理の過程において、管理票に係る義務に違反した者及び不適正処分等に関与した者を措置命令の対象とした。</p> <p>イ 不適正処分を行った者等に資力がない場合で、適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたとき等の条件下で、排出事業者を措置命令の対象とした。</p> <p>⑪ 罰則の強化等</p> <p>管理票の不交付、廃棄物の焼却禁止規定等の違反に対し、新たに罰則を設けるとともに、不法投棄、無許可営業、無許可処理業者に対する委託等の違反の罰則を強化した。</p> <p>また、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」もあわせて改正され、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設から構成される一連の施設を特定施設に追加した。</p>
平成13年	<p>平成13年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>① 平成13年2月1日から、1日当たりの処理能力が5tを超える「木くず又はがれき類の破砕機」が新たに処理施設の対象となった（事業者の設置する「移動式がれき類等破砕施設」については、当分の間許可が不要）。</p> <p>② 平成13年7月15日から、「PCB」をポリ塩化ビフェニルと改め、ポリ塩化ビフェニル汚染物質に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設等を設置の許可を要する処理施設に追加するとともに、告示・縦覧等を必要とする処理施設とした。</p> <p>③ と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）に係る固形状の不要物（動物系固形不要物）を産業廃棄物に追加した。</p> <p>また、法第14条ただし書きに規定する「収集・運搬の許可を要しない者」に「動物系固形不要物」のみの収集又は運搬を業として行う者を追加した。</p> <p>④ 平成12年10月1日以降、住民票の写し、登記事項証明書等を提出し産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の許可（以下、「先行許可」という）を受けた許可業者が、当該都道府県知事等に対して変更又は新規の許可申請をした場合、若しくは他の都道府県知事等に新規の許可申請を行った際に、当該申請に係る審査を行う都道府県知事等の判断により先行許可に係る許可証（「先行許可証」という）の提出をもって、当該住民票の写し等の全部又は一部に代えることができることとなった。</p>
平成14年	<p>平成14年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>① 海洋環境への負荷低減を図るため、し尿等の処理物について、海洋投入処分を行うことができる一般廃棄物から削除し、海洋投入処分を禁止した。</p> <p>ただし、現にし尿等処理物の海洋投入処分を行っている者については、施行日から5年間猶予（平成19年3月31日まで）とするとしている。</p> <p>② 委託契約書及び契約書に添付される書面については、排出事業者は、契約終了日から5年間保存することが委託基準に追加された。</p> <p>③ コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物については、これまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれるとしてきたが、正式に「ガラスくず及び陶磁器くず」として明示されるとともに、名称も「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」に変更された。</p> <p>④ 平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく特定施設に係る排水基準にホウ素及びその化合物、フッ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の3項目の排水基準が設定されたことから、管理型最終処分場の排水基準にこの3項目が追加された。</p> <p>⑤ ダイオキシン類（以下、「DXN」という）対策特別措置法の特定施設のうち、DXNを一定以上含む製鋼用電気炉及びアルミ合金用ばい焼炉等から生ずるばいじんや水質規制の対象となる特定施設を有する工場等から生ずる汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却炉から排出されるばいじん等と同様の処分基準を適用すべく、特別管理産業廃棄物に追加した。</p> <p>⑥ DXNを含む汚泥のコンクリート固化施設が、設置に際し許可が必要な産業廃棄物処理施設に追加された。</p> <p>⑦ ジクロロメタンの洗浄施設から生ずる廃油を、特別管理産業廃棄物に追加した。</p> <p>また、ジクロロメタンの洗浄施設又は蒸留施設を有する工場等から生じ、ジクロロメタンを一定以上含む汚泥等についても特別管理産業廃棄物に追加した。</p>
平成15年	<p>平成15年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>① 国の責務の明確化</p> <p>ア 国は、地方公共団体の責務が十分に果たせるよう必要な広域的な見地からの調整を行うとともに、都道府県知事等が行う（特別管理）産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、職員の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めることとした。</p> <p>イ 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本方</p>

	主な改正内容
平成15年	<p>針を定め、また、変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴かなければならないとした。</p> <p>ウ 都道府県知事等の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務は、生活環境の保全上特に必要があると認められる場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事等が行うものとした。</p> <p>② 廃棄物処理施設整備計画の策定 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を策定し、閣議の決定を受けなければならないとした。</p> <p>③ 事業者の一般廃棄物の委託による措置 ア 事業者は、その一般廃棄物の処理を他人に委託する場合には、一般廃棄物処理業者等に委託しなければならないとともに、委託しようとする一般廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければならないとした。 イ 特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ、委託する特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状等を文書で通知することとした。</p> <p>④ (特別管理) 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の手続き等の適正化 ア (特別管理) 廃棄物処理業の許可の更新の申請があつた場合において、当該許可の有効期間満了の日まで、申請に対する処分(許可・不許可)がされないときは、従前の許可は、有効期間満了後もその処分がされるまで効力を有するものとした。 イ 許可の取消し処分に係る聴聞の通知があつた日から処分する日又は処分しないことを決定する日までに廃止届出の提出をした者で、廃止の届出のあつた日から5年を経過しない者を欠格要件に追加した。 ウ 欠格要件に該当するに至つたとき又は違反行為等の情状が特に重いと看做し若しくは事業の停止処分に違反したときは、その許可を取り消さなければならないとした。</p> <p>⑤ 廃棄物処理業等の許可に係る特例 ア 環境大臣広域認定制度の創設 製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が、当該製品が廃棄物になつた場合に当該廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする場合、環境大臣の認定を受けた者について、廃棄物処理業の許可を不要とした。 イ 産業廃棄物処理施設の一般廃棄物処理施設としての活用制度の創設 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設で処理する(特別管理)産業廃棄物と同様な性状を有する一般廃棄物を処理する場合、あらかじめ一般廃棄物の種類等を都道府県知事等に届け出たときは、一般廃棄物処理施設として設置することができるとした。</p> <p>⑥ 報告の徴収及び立入検査の拡充 ア 市町村長、都道府県知事等又は環境大臣は、廃棄物であることの疑いのある物について報告の徴収及び立入検査ができるように、行政の権限を強化した。 イ 環境大臣は、廃棄物又は廃棄物である疑いのある物を輸出した者について、報告の徴収及び立入検査ができるようにした。</p> <p>⑦ 罰則の強化 廃棄物の不法投棄及び不法焼却の未遂に対する罰則が創設された。</p> <p>⑧ DXN特別措置法の一部改正により、4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設及び2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設や廃ガス洗浄施設等から排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについて、DXNが一定の基準を超えるものを特別管理産業廃棄物に追加した。</p> <p>⑨ BSE(牛海綿状脳症)に対する規制の強化によって、死亡牛が明確に廃棄物として扱われることから、死亡牛のみの収集・運搬を業として行う者及び化製場において死亡牛のみの処分を業として行う者に対し、産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例を設けた。</p>
平成16年	<p>平成16年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>① ポリ塩化ビフェニル(以下、「PCB」という)廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の追加 「汚泥のうちPCBが染み込んだもの」及び「がれき類のうちPCBが付着したもの」を特別管理産業廃棄物に追加した。</p> <p>② PCB廃棄物処理基準の創設 平成16年から日本環境安全事業(株)(旧環境事業団)がPCB廃棄物処理事業を開始することに伴い、PCB廃棄物の収集・運搬も本格的に行われることから、PCB廃棄物の適正な収集・運搬を確保するため、PCBの漏洩防止措置等を内容とする収集・運搬基準等の規定を設けた。</p> <p>③ 自動車リサイクル法の完全施行に伴う保管基準の創設 使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)の完全施行(平成17年1月)により、使用済自動車等はすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなるため、使用済自動車等の実態に即した保管基準を設けた。</p> <p>④ 先行許可制度の拡充 (特別管理)産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けている者が、新たに別の許可を申請する際には、当該申請に係る審査を行う都道府県知事等の判断により、欠格要件に係る審査のために</p>

	主な改正内容
平成16年	<p>必要な「住民票の写し」等の添付書類を一部省略することができる先行許可制度を、他の都道府県知事等や他の業の区分における更新許可の申請の際にも適用することができることとした。</p> <p>⑤ 申請書類の簡素化 各事業年度における有価証券報告書の提出をもって、経理的基礎に関する書類等の提出に代えることができることとした。</p> <p>⑥ BSE（牛海綿状脳症）に係る産業廃棄物処理業許可の特例の創設 産業廃棄物処理業の許可を要しない者に、牛の脊柱のみの収集・運搬を業として行う者が追加された。</p> <p>⑦ 国の役割の強化による不適正処理事案の解決 環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県知事等に対して必要な指示ができることとした。</p> <p>⑧ 土地の形質の変更届出及び計画変更命令 都道府県知事等が指定した区域内において、廃止された廃棄物最終処分場跡地等の土地の形質の変更を行うとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに施行方法等を都道府県知事等に届け出なければならないこととした。また、その届出に係る土地の形質の変更方法が基準に適合しない場合は、都道府県知事等は、その変更を命ずることができることとした。</p> <p>⑨ 廃棄物処理施設における事故時の措置 特定処理施設（産業廃棄物処理施設等）において、生活環境の保全上の支障が生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、都道府県知事等に事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事等は、その応急措置について、必要な命令を行うことができることとした。</p> <p>⑩ 指定有害廃棄物の処理の禁止 指定有害廃棄物として政令で定めるもの（硫酸ピッチ）の保管、収集・運搬及び処分を原則禁止とした。ただし、処理基準に従う場合は、保管、収集・運搬及び処分を認めることとした。</p> <p>⑪ 熱分解処理基準の創設 廃棄物の熱分解処理が実用化されたことを踏まえ、廃棄物の熱分解を行う場合は、熱分解設備を用いること等、熱分解処理を行うための処理基準が創設された。</p> <p>⑫ 運搬車・運搬船への表示、書面の備付け ア （特別管理）産業廃棄物の収集・運搬を行う運搬車両の両側面に、収集・運搬を行う者の氏名又は名称、許可番号等を見やすいように表示することや、許可証の写し、マニフェストを備え付けること等が義務付けられ、基準が強化された。 イ （特別管理）産業廃棄物の収集・運搬を行う運搬船の両側面に、収集・運搬を行う者の氏名又は名称を見やすいように表示することや、マニフェストを備え付けることが義務付けられ、平成12年に改正した基準がさらに強化された。</p> <p>⑬ 焼却施設の基準の見直し ア 製鋼用の電気炉等で廃棄物を焼却する場合を廃棄物処理法の許可が必要な焼却施設と位置付け、実態に即した構造・維持管理基準を定めた。 イ 小型廃棄物焼却炉について、DXN特別措置法に基づく排出基準の遵守に支障を生じない範囲で、規制緩和を図るために処理基準の見直しが行われた。</p> <p>⑭ 最終処分場の維持管理基準の見直し ア 管理型最終処分場に係るホウ素、フッ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物等の排水基準の見直しが行われた。 イ 最終処分場の残余の埋立容量を1年に1回以上測定し、記録することが義務付けられた。</p> <p>⑮ 罰則の強化 指定有害廃棄物を処理基準に従わない方法で処理した者や、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰の対象にするなど、罰則が強化された。</p> <p>⑯ 処理業者の評価基準を創設 遵法性・情報公開・環境保全の取組みの観点から定めた評価基準に適合する産業廃棄物処理業者に対して、都道府県知事等は、産業廃棄物処理業の許可の更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略できることとした。</p> <p>⑰ ごみ固形燃料の製造、保管、性状、管理方法等に係る構造・維持管理基準の見直し 一般廃棄物処理施設において固形燃料を取り扱う場合の焼却施設、破砕施設に関して、また、固形燃料化施設に関して、構造及び維持管理基準を強化した。</p> <p>⑱ 維持管理積立金の安定型最終処分場への適用拡大 一般廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場を対象としていた維持管理積立金制度を、安定型産業廃棄物最終処分場にも適用することとした。</p>

	主な改正内容
平成17年	<p>平成17年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>① 産業廃棄物関係事務に係る事務分担の見直し 悪質巧妙化する不適正処理事案等の状況を踏まえ、保健所を設置する市においては当該市が行うこととしていた産業廃棄物関係事務を、政令で定める市が行うこととした。</p> <p>② マニフェスト違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置 排出事業者等のマニフェスト制度の遵守を徹底するため、マニフェストに関し法を遵守していない排出事業者等に対して、従来からの勧告制度に加え、勧告に従わなかった場合の公表・命令措置の規定を設けた。</p> <p>③ 廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設 廃棄物の無確認輸出を通関手続き等の段階で見つけた場合にも適用できるよう、無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を新たに創設した。</p> <p>④ 許可を受けた者の欠格要件の厳格化等 ア 許可申請の際に虚偽の申請をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により業又は施設の許可を受けた者について、法に基づく許可取消し処分の対象とした。 イ 暴力団員等が事業活動を支配する個人について欠格要件に追加した。 ウ 許可を受けた者が特定の欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を都道府県知事等に届け出ることを義務付けた。</p> <p>⑤ マニフェスト記載項目の追加 受託者の責任を明確化するため、運搬受託者又は処分受託者によるマニフェストの記載項目に、運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称を追加した。</p> <p>⑥ 特別管理産業廃棄物の指定の追加 ある種の焼成炉やフロン類の破壊の用に供する施設の廃ガス洗浄施設等から排出される汚泥で、DXNを3ngを超えて含むもの、廃酸又は廃アルカリでDXNを100pgを超えて含むものを特別管理産業廃棄物に追加した（資料編P179「資料8 特別管理産業廃棄物排出源別一覧表」（汚泥、廃酸、廃アルカリ）参照）。</p> <p>⑦ 最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大 平成9年改正法により導入された最終処分場の維持管理積立金制度については、改正法施行前の平成10年6月16日以前に設置した者については除外されていたが、平成18年4月1日からすべての最終処分場で維持管理積立金制度に加入することが義務付けられることとなった。</p> <p>⑧ RPF施設に係る構造・維持管理基準の見直し 産業廃棄物のRPF施設において、摩擦熱や蓄熱に起因する発火等による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、施設に係る構造・維持管理基準を定めた。</p> <p>⑨ 罰則の強化 ア マニフェストの偽造により不適正処理を隠蔽する行為が後を絶たないことから、マニフェスト違反に係る罰則を50万円以下の罰金のみから、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に引き上げた。 イ 無許可営業等により得られる利益は莫大であり悪質性も高いことから、無許可営業について、法人重課の規定を設け、不法投棄や不法焼却と同等の1億円以下の罰金を科すこととした。 ウ 無確認輸出に係る懲役刑及び罰金刑を引き上げるとともに、未遂罪及び予備罪及び法人重課の規定を設けた。</p>
平成18年	<p>平成18年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>① 環境大臣による無害化処理認定制度の創設 石綿を含む廃棄物の排出量の増加が予想される中で、大量の石綿を含む廃棄物が滞留し、不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿を含む廃棄物の無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ）という新たな処分のルートを早急に確保することが不可欠であることから、無害化処理認定制度が創設された。</p> <p>② 廃石綿等の対象範囲の追加について 廃石綿等の発生源を拡大し、「建築物」を「建築物その他の工作物」とした。また、廃石綿等の対象に、石綿が飛散するおそれのある断熱材及び耐火被覆材を含むことを追加した。</p> <p>③ 石綿含有廃棄物の処理基準の創設について 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（以下、「石綿含有廃棄物」という）の処理について、「原則破碎禁止」等の個別の処理基準を創設した。</p> <p>④ 安定型産業廃棄物の追加 安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融に伴って生じた廃棄物（熔融スラグ）であって、重金属等による汚染のおそれがないものを追加した。</p> <p>⑤ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設を産業廃棄物処理施設へ追加 産業廃棄物処理の設置許可の対象施設に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設を追加した。</p> <p>⑥ 石綿含有産業廃棄物の保管基準について</p>

	主な改正内容
平成18年	<p>通常の産業廃棄物に係る排出事業者の保管基準に加え、保管場所においてその他の物と混合することがないこと及び覆い、梱包等の飛散防止措置を講じることを規定した。</p> <p>⑦ 石綿含有廃棄物等に関する情報の伝達</p> <p>ア 帳簿、マニフェスト及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとした。</p> <p>イ 石綿含有廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとした。</p> <p>ウ 埋立処分の終了の届出の際に石綿含有廃棄物等が含まれる旨を記載することとした。また、届出の際には、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を添付することとした。</p> <p>エ 最終処分場の廃止の確認申請の際に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている場合はその旨を記載することとした。また、当該申請の際に添付する書類に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を追加した。</p> <p>オ 土地の形質変更を行う際に、石綿含有廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないようにするための必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとした。</p> <p>⑧ 産業廃棄物の処理委託契約に含まれるべき事項の追加</p> <p>ア 平成18年7月から産業廃棄物処理の委託契約の有効期間中に、産業廃棄物の性状等が契約締結時の内容から変更が生じた場合、変更情報を産業廃棄物処理業者に適切に提供されるよう、変更に関する情報の伝達方法を産業廃棄物処理の委託契約事項に追加した。</p> <p>イ 平成18年7月から廃パソコン、廃エアコン等の産業廃棄物であって日本工業規格（JISC0950）に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項を産業廃棄物処理の委託契約事項に追加した。</p> <p>⑨ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出</p> <p>平成12年の法改正により、当面の間、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を要しないとされていたが、平成20年度から都道府県知事等に提出することを義務付けた。ただし、電子マニフェスト登録分については、情報処理センターから都道府県知事等に報告されるため報告書の提出は不要となる。</p> <p>⑩ 海洋投入処分基準の強化</p> <p>廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を定めたロンドン条約の内容が強化されること等に伴い、平成19年4月から海洋投入処分基準が次のとおり強化された。</p> <p>ア 「廃火薬類」及び「不燃性一般廃棄物」等についても海洋投入処分を禁止し、一般廃棄物の海洋投入処分を全面的に禁止した。</p> <p>イ 「公共下水道等から除去した汚泥」を海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物から除外するとともに、「動植物性残さ」及び「家畜ふん尿」についても、他の産業廃棄物と同様、油分及び有害物質についての基準に適合するものに限り、海洋投入処分を認めることとした。</p>
平成19年	<p>平成19年の主な改正は以下のとおりである。</p> <p>事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くずを産業廃棄物として追加した。（平成20年4月1日施行）</p> <p>「物品賃貸業に係る木くず」とは、日本産業分類による中分類70に該当する事業の事業活動に伴って生じた木くずをいい、具体的にはリース事業者からは排出されるリース物品（家具、器具類等）に係る木くずが該当する。</p> <p>「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず」については、業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当することとなる。</p>
平成21年	<p>平成21年の主な改正は以下のとおりである。</p> <p>PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進するため、</p> <p>① 無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物に、従来の石綿含有廃棄物に加え、微量PCB汚染廃電気機器等を追加するとともに、環境大臣が無害化処理に係る認定を行う際の無害化の内容の基準等を定めた。</p> <p>② PCB廃棄物の焼却施設の維持管理の技術上の基準として、排ガス及び放流水中のPCB量の測定に関する規定並びにこれらの規定に対応する記録の閲覧や記録する事項について追加した。</p>
平成22年	<p>平成22年の主な改正は以下のとおりである。</p> <p>1 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化</p> <p>① 産業廃棄物を事業所の外で保管する際は事前の届け出が必要とした。</p> <p>② 建設工事により生じる廃棄物について、処理責任は工事の元請け業者とした。</p> <p>③ 土地所有者等が不適正に処理された廃棄物を発見したときは、都道府県知事等に通報するよう努めることとした。</p> <p>2 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化</p>

	主な改正内容
平成22年	<p>① 廃棄物処理施設の設置者には都道府県による施設の定期検査を義務付けた。</p> <p>② 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場を適正に維持管理するため、設置許可が取り消された者又はその承継人に廃止基準に適合するまでその維持管理を行うよう義務付けた。</p> <p>3 廃棄物処理業の優良化の推進等</p> <p>① 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者には、許可の更新期間の特例措置が定められた。</p> <p>② 廃棄物処理業の許可の欠格要件が見直され、特に悪質な場合を除いて、一方の業者で許可の取り消しがあり、その業者の役員が他の業者の役員を兼務している場合、兼務先の業者に取り消し措置が及ばないよう配慮された。</p> <p>4 排出抑制の徹底</p> <p>多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量等計画の作成・提出を行わない場合、20万円以下の過料が科されることとなった。</p> <p>5 適正な循環的利用の確保</p> <p>輸入した廃棄物を自ら処分する者に加えて、国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者についても、国内において処理することにふさわしい理由があると認められた場合には、廃棄物の輸入が認められることとなった。</p> <p>6 焼却時の熱利用の促進</p> <p>廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、都道府県知事の認定を受けた場合、定期検査義務の免除等が受けられることとなった。</p> <p>※認定の基準については環境省令、定期検査義務の免除等の詳細は政令で定められる。</p> <p>7 不法投棄に対する罰則の強化（平成22年6月8日施行）</p> <p>法人の従業員等が不法投棄等を行った場合、事業主である法人に科される量刑が1億円以下から3億円以下の罰金に引き上げられた。</p> <p>8 帳簿</p> <p>帳簿の備え付けを要する事業者に、その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者等を追加した。</p> <p>9 廃石綿等の埋立処分基準の強化</p> <p>① 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならないこととした。</p> <p>② 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとした。</p> <p>10 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化</p> <p>産業廃棄物収集運搬業の許可（都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集運搬に係る許可を除く。）に関する事務並びに当該許可に係る変更の許可、届出の受理、命令、許可の取消し及び意見の聴取に関する事務は、都道府県知事から指定都市の長等に権限が委任されない事務とした。</p> <p>11 廃棄物処理施設における記録の作成</p> <p>廃棄物処理施設において事故が発生し、法第21条の2第1項に規定する応急の措置を講じたときは、その講じた措置については、記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定した。</p> <p>12 維持管理情報の公表</p> <p>廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者がインターネットの利用その他の適切な方法によって公表する情報を、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項としたほか、当該情報の公表の方法を定めた。</p> <p>13 設置者が不在となった最終処分場対策</p> <p>特定廃棄物最終処分場の設置の許可を取り消された者等が維持管理積立金を取り戻す際の手続等を定めた。</p> <p>14 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続</p> <p>廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更手続を、軽微変更届出でよいこととした。</p> <p>15 大臣認定制度に関する規定の整備等</p> <p>広域的処理認定制度の変更手続に関し、当該認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物の処理方法の変更については届出でよいこととしたほか、再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度の規定を整備した。</p> <p>16 多量排出事業者処理計画</p> <p>多量排出事業者が作成する処理計画及び当該計画の実施状況に関する報告（以下「多量排出事業者処理計画等」という。）の様式を定めた。また、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法をインターネットの利用によることとしたほか、関連する規定を整備した。</p> <p>17 マニフェストの保存</p>

	主な改正内容
平成22年	<p>管理票交付者が交付したマニフェストの写しを保存する期間を、交付した日から5年とした。</p> <p>18 処理困難通知 現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、事故が発生し、産業廃棄物の処理施設を使用することができないことにより、保管上限に達したことなどを定めた。また、通知を受けた管理票交付者が講ずべき措置を定めたほか、通知の手続等に関する規定を整備した。</p> <p>19 廃棄物の広域再生利用指定制度の廃止 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年環境省令第30号）附則第2条を削り、廃棄物の広域再生利用指定制度を廃止した。</p> <p>20 寒冷地における一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の改正 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場において導水管等の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずることとしたほか、関連する規定を整備した。</p>
平成23年	<p>平成23年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という）の公布により、当分の間、廃棄物処理法上で規定する「廃棄物」の対象となるものとして、放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来の放射性物質によって汚染された物のうち以下を除いた物となった。</p> <p>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき廃棄される物</p> <p>② 放射性物質汚染対処特措法第13条の第1項に規定する対策地域内廃棄物</p> <p>③ 放射性物質汚染対処特措法第19条に規定する指定廃棄物</p> <p>④ その他環境省令で定める物</p> <p>また、当分の間、処理を委託する産業廃棄物に放射性物質汚染対処特措法に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、産業廃棄物管理票にその旨記載することとなった。</p>
平成24年	<p>平成24年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等を含む低濃度のPCB廃棄物の処理を促進するため、無害化処理に係る特例制度の対象の産業廃棄物の範囲が拡大された。</p>
平成25年	<p>平成25年の主な改正は次のとおりである。</p> <p>特定の施設から排出される廃油（廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る））及び特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含むばいじん、汚泥、廃酸又は廃アルカリを、特別管理産業廃棄物に追加した。また、一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む燃え殻及びばいじんについては、遮断型最終処分場へ埋立処分を行うものとするなど、埋立処分基準等の整備が行われた。施行期日は、平成25年6月1日。</p>
平成27年	<p>平成27年の主な法改正は次のとおりである。</p> <p>① PCB使用廃安定器については、コンデンサ以外の部位にもPCBによる汚染が生じていることが判明したため、分解・解体作業を原則禁止することとした。</p> <p>PCB廃棄物の燃焼条件について、低濃度PCB廃棄物に限り850℃以上で2秒以上滞留することに変更した。</p> <p>② 災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備が行われた。</p> <p>③ 「水銀に関する水俣条約」が採択（平成25年10月）されたことに伴い、廃金属水銀等（水銀又はその化合物が廃棄物となったもの（廃水銀（特別管理一般廃棄物）及び廃水銀等（特別管理産業廃棄物））を指定するとともに、処理・保管の基準が指定された。</p>
平成28年	<p>平成28年の主な法改正は次のとおりである。</p> <p>トリクロロエチレンの排水基準を見直す水質汚濁防止法関係法令の改正を受け、トリクロロエチレンを含む廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当するかどうかの判定基準などを厳格化し、一部を除き、平成28年9月15日から施行された。</p>
平成29年	<p>(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化</p> <p>① 許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等） 市町村長、都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずること等ができる制度を整えた。</p> <p>② マニフェスト制度の強化（第12条の5）</p>

	主な改正内容
平成29年	<p>特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとした。</p> <p>具体的には平成32年6月までに、特別管理産業廃棄物の多量排出事業所に電子マニフェストの使用を義務付ける方向で検討されている。</p> <p>(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け 人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、次の制度が設けられた。（第17条の2）</p> <p>① これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け</p> <p>② 処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置。</p> <p>(3) 親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大 親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けずに、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができる制度を設けた。（第12条の7）</p> <p>(1)①、(2)、(3)：公布の日（平成29年6月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 (1)②：公布の日（同上）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(4) 水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策（平成29年10月1日施行）</p> <p>① 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る委託基準等が追加された（委託契約書、マニフェストへの記載等）</p> <p>② 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設が追加された（保健所、検疫所等）</p> <p>③ 産業廃棄物処理施設に追加された廃水銀等の硫化施設についての技術上の基準等が追加された（水銀流出防止設備の設置等）</p> <p>④ 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が追加された（埋め立てる処理物の記録の保存等） 等</p>
平成30年	<p>水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の改正を受け、水銀圧入法測定装置等6製品を水銀使用製品として追加するとともに、そのうち容積力計等3製品をあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象とした。</p>
令和元年	<p>(1) 廃プラスチックの保管上限の緩和 外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置に伴う国内での廃プラスチック類の滞留、処理が逼迫している状況を踏まえて、施行規則第10条の4の2 各号に掲げる基準に適合すると認められた者（優良産業廃棄物処分量者）が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍（当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量）とすることができることとした。</p> <p>(2) 欠格要件の見直し 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、廃棄物処理法の成年被後見人等に係る条項の改正が行われた。この改正により、廃棄物処理法第7条第5項第4号イで規定される「成年被後見人若しくは被保佐人」が「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」と改められた。</p> <p>(3) 無害化処理認定施設等の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大について 橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の PCB 汚染物等について今後さらに増加していく可能性があることから、これらの汚染物等の処理体制の構築に向けて、PCB 濃度が5,000mg/kg を超え100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等を無害化処理認定制度の対象に追加した。ただし、これらの可燃性の汚染物等の燃焼条件（※）については変更が無く、従前どおり燃焼ガスの温度が1,100℃以上で2秒以上滞留することが必要である。 ※産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同施設の維持管理の技術上の基準</p>

	主な改正内容
令和2年	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症に対処するための特例措置</p> <p>1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を受けて廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるため、①市町村長が一般廃棄物処理業の許可を必要としない者、都道府県知事等が産業廃棄物処理業の許可を必要としない者を感染症対策として必要な期間に限定して指定できる制度を創設するとともに、②感染症の影響により産業廃棄物処理施設の処理能力が低下した場合等に一定の廃棄物の保管上限を拡大できることとした。</p> <p>2) 廃棄物処理法上、一定の期限までに履行しなければならない義務の一部について、その履行が困難になっている状況を踏まえて期限延長等の措置を講ずることとした。具体的には、①各種変更の届出に関する特例、②定期検査の期間に関する特例、③年次報告等の報告期限に関する特例、④産業廃棄物の保管の届出に関する特例、⑤産業廃棄物管理票に関する特例などである。</p> <p>(2) 災害廃棄物及びPCB 廃棄物に係る一般廃棄物処理施設の設置手続きの特例措置</p> <p>近年、非常災害が全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況を踏まえ、これらの廃棄物を適正かつ迅速に処理する必要があること、また、高濃度 PCB を含有する安定器が一般廃棄物として排出された場合に適正な処理施設において処理する必要があることから、既存の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象を追加した。</p> <p>(3) 優良産業廃棄物処理業者の許可申請手続き等に関する見直し</p> <p>廃棄物処理法において通常の許可基準よりも厳格な基準に適合する者を優良産業廃棄物処理業者として許可しているが、この優良産業廃棄物処理業者の数と質の向上を図るため、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として環境大臣が指定する者が作成した書類を提出することができることとする等、許可申請に係る手続及び優良認定基準の見直しを実施した。</p>
令和3年	<p>(1) 福島県内の特定廃棄物処理に関する特例省令の延長</p> <p>国による福島県内の特定廃棄物の処理に当たって、一般廃棄物及び産業廃棄物の迅速な処理を推進するため、特定廃棄物の処理と併せて国から一般廃棄物及び産業廃棄物の処理委託を受けた場合等における廃棄物処理業に係る許可を不要とする措置を講じた特例省令の効力を10年間延長し、令和13年3月31日とした。</p> <p>(2) 無害化処理認定施設における処理の内容の基準の緩和</p> <p>低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ合理的な処理体制の充実・多様化を進めるため、一般廃棄物及び産業廃棄物の無害化処理の内容に係る環境省令で定める基準において、受け入れる一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理に供する施設への全部投入の規定が緩和された。</p>